



その責任が、誇りになる。

平成

22
年度

労働基準監督官採用試験

働く人たちの笑顔を守るために。

働く人たちの笑顔を守るために。

労働基準監督官とは

全国では、約410万の事業場で約5000万人の労働者が働いています。労働者が安心して働ける職場環境を実現するためには、労働基準法などで定められた労働条件が確保され、また、その向上が図られることが重要です。労働基準監督官は、労働基準関係法令に基づいて、あらゆる事業場に立ち入り、事業主に法に定める基準を遵守させることにより、労働条件の確保・向上、労働者の安全や健康の確保を図り、また、不幸にして労働災害にあわれた方に対する労災補償の業務を行うことを任務とする厚生労働省の専門職員です。労働基準監督官は、毎年、人事院・厚生労働省が実施する「労働基準監督官採用試験」の合格者から採用されており、労働基準監督官に任官された者は、ILO条約などの労働監督制度の趣旨に従い、労働基準法により労働基準監督官分限審議会

**職場の「今」に密着して
労働環境を調査し、
問題があればこれを
改善していく仕事です。**

働く人たちの労働条件は、その時代の経済情勢や企業の経営戦略に基づく労務管理の方針などに大きく影響されます。しかし、どのような経済情勢の下にあっても、いかなる経営戦略においても、法律で定められた最低限の労働条件は確保され、労働契約のルールも守られなければなりません。

最近においては、厳しい経済情勢の中で解雇・雇止め、賃金不払などの問題が急増したことから、また、チェーン店における店長の不適切な労働時間管理が問題となったことから、それら問題の解消に向けて、全国の労働基準監督官は監督指導を行うなどして、その時々課題解決のために積極的な取組をしています。

労働基準監督官は、職場の「今」に密着して労働環境を調査し、問題があればこれを改善していく仕事です。それだけに、一所懸命に取り組めば一つ一つの仕事に手応えややりがいを感じられ、あなたの職業人生は充実したものになると思います。是非熱き心と冷静な頭脳を持った行動力あるあなたを待っています。



昭和52年任官

厚生労働省 労働基準局
監督課長
吉松 美貞
Yoshisada Yoshimatsu



厚生労働省と労働基準行政

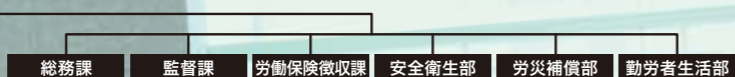
労働基準行政の組織は、厚生労働大臣の下に労働基準局が、その下に都道府県労働局が、さらに第一線機関として労働基準監督署が置かれており、これらはすべて国の機関です。

なお、労働関係の職員の研修施設として独立行政法人労働政策研究・研修機構に労働大学校が設置されており、また、安全衛生に関する研究機関として独立行政法人労働安全衛生総合研究所があります。

厚生労働省

厚生労働省労働基準局

厚生労働省労働基準局は、人々が安心して働ける職場を作り、豊かな生活を実現するため、労働関係法令の策定・改廃、各種施策の企画・立案、都道府県労働局や労働基準監督署に対する指揮・監督などを行っています。



都道府県労働局

都道府県労働局は、労働基準行政の運営について、各都道府県の実情を踏まえた行政運営を図るとともに、管内に置かれている各労働基準監督署を指揮・監督する役割を果たしています。都道府県労働局の内部組織は、総務部、労働基準部、職業安定部、雇用均等室に分かれており、労働基準部には、各局の行政需要の大きさに応じて異なりますが、一般的に、監督課、安全衛生課、労災補償課及び賃金室の3課1室があります。



労働基準監督署

労働基準監督署は、行政需要や地理的事情等を考慮して全国各地に置かれています。労働基準行政においては、国民を対象とした行政活動の多くが、第一線機関である労働基準監督署において展開されます。



昭和63年任官
三重労働局 労働基準部長
鈴木 麻里子 Mariko Suzuki



昭和59年任官
神奈川労働局 総務部長
高 潤 憲一 Kenichi Takabuchi



昭和51年任官
山口労働局長
山口 昌志 Masashi Yamaguchi

**労働行政は働く人一人ひとりを守り
応援する行政です。**

化学物質による職業病が多発していた昭和51年に労働基準監督官を志して30年余、現在は地方労働局長として労働行政全般を統括する立場にあります。任官後11年間、監督署において災害防止、賃金不払、解雇事案の解決等に当たりましたが、社会のあらゆる問題が凝縮された労働現場に踏み込んだ仕事は大変やりがいのあるものでした。現在の仕事も、一線の労働基準監督官として経験した、働く人たちの生の声の記憶に支えられています。労働行政は働く人一人ひとりを守り応援する行政です。意欲と志をもって労働基準監督官の道を目指す方たちを私たちはお待ちしています。

**国民から信頼され、頼りにされる
組織づくりの仕事を担っています。**

労働基準監督官の存在を知ったのは、民間会社に勤めて3年目の頃でした。受験資格ギリギリの年齢で合格して以来、地方や本省での勤務を重ね25年が経ちました。現在は、労働基準監督官のほか、ハローワークを含む地方労働局内の人事・予算事務等を担当し、国民から信頼され、頼りにされる組織づくりの仕事を担っています。生々しい労働の現場に入り込み、法定労働条件の確保実現のために権限を行使する労働基準監督官特有の職務経験は、どの行政分野に配置されても有益なものとなります。社会貢献につながる仕事に就きたいと心底考えている方は、是非この魅力ある公務員にチャレンジされてはいかがでしょうか。

**働く人の笑顔を守る、
誇りある職業だと信じています。**

急激に悪化した経済、派遣労働者の雇止め、労働条件の切り下げ、労働災害、働く人の抱える事情は千差万別です。私は、労働基準行政を統括する立場から、我々には何ができ、何が守れるのか、毎日最善の方策を考え、真っ向勝負をしています。そのために、賃金不払については会社の財務内容の見方から、健康対策については化学物質の特性まで、毎日が新しい知識を得るためのチャレンジです。労働基準監督官の仕事は、働く人の安全と健康を守り、そして何より、笑顔を守ることができる誇りある職業だと信じています。人と接することが好きな方、温かいハートの持ち主の方、大歓迎です。私たちと一緒に行動しませんか？

労働基準監督官の仕事

労働基準監督官は、労働者の生命と健康を守り、労働条件の確保・改善を図ることを任務としています。具体的には関係法律に基づき次のような業務を行っています。

監 督署長からのメッセージ

厳しい社会経済情勢の中でも
守るべき最低基準がある。

懸命に働く人々の声に耳を傾け、
実態を徹底的に調べ、社会をも変えていく。



昭和58年任官
千葉労働局 労働基準監督署長
但馬 明雄
Akio Tajima

名ばかり管理職、サービス残業、非正規労働者、派遣切り、過労死：労働環境の悪化を示す「新語」があふれている。厳しい社会経済情勢の中でも守るべき最低基準がある。懸命に働く人々の声に耳を傾け、実態を徹底的に調べ、社会をも変えていく。

労災事故の調査では、専門的知識と経験を活かし原因を究明、事故の本質に迫る。被災者の無念さ、遺族の悲しみと怒りを受けとめる。二度と起きぬよう人命軽視・安全管理不備の責任を企業のトップへも追及する。安全・安心な社会づくりに若い力をお待ちしています。

臨 検監督

臨検監督、それは労働基準監督署の
一番重要な職務です。



平成6年任官
山形労働局 労働基準監督署
第一方面主任監督官
芳賀 正佳
Masayoshi Haga

夜9時00分、労働者が仕事を終え会社から出てくる時間。官用車の中から、時刻を記録します。日中に臨検した事業場では、タイムカード等の労働者の退社時刻を記したものはありません。責任者と面談しても、残業自体を否定しません。いかに、サービス残業を認めさせるか、夜間に臨検することもしばしばです。

臨検監督、それは労働基準監督署の一番重要な職務です。労働者の「声なき声を拾うため」訴え出たくても声に出せない人を救うため「全国の労働基準監督官は日夜、事業場を臨検しています。使命感に燃える方、是非一緒に仕事をしましょう。待っています。」

労働基準法 労働安全衛生法などの法律に基づいて、定期的にあるいは労働者からの相談などを契機として、工場や事業場などに立ち入り、機械・設備や帳簿などを検査して関係労働者の労働条件について調査を行い、法律違反が認められた場合には事業主などに対しその改善を指導するほか、危険性の高い機械・設備などについてはその場で使用停止などを命ずる行政処分を行います。

仕事で命を落とすことなど、
あってはならない。

一日の希望を胸に出動した人が、仕事で怪我をしたり、命を落としたりすることはあってはならないことです。しかし、工場や建設現場等を臨検監督すると、機械設備の危険箇所にカバーがなかったり、高所作業で手すり等がないことがあります。その場合、労働基準監督官は法に基づき行政処分である使用停止等命令を行います。事業主の方には厳しい措置ですが、時には「監督官から指導を受けたことで労働災害から社員を守ることができた。」と感謝されることがあります。私がやりがいを感じる一瞬です。

労働基準監督官は、労働者の安全と健康を守り、社会に貢献していることを実感できる仕事です。



平成元年任官
福岡労働局 労働基準監督署
第一方面主任監督官
木原 修
Osamu Kihara

司 法警察事務

労働基準法、労働安全衛生法などには罰則が設けられており、事業主などがこれらの法律に違反し、度重なる指導にもかかわらず是正を行わない場合など重大又は悪質な事案について、労働基準監督官は刑事訴訟法に基づき、特別司法警察員として取調べ等の任意捜査や捜索・差押、逮捕などの強制捜査を行い、検察庁に送検します。

労働者の安心や幸せを守る最後の拠り所。
それが、特別司法警察員の職務。



平成5年任官
東京労働局 労働基準監督署
第四方面主任監督官
佐藤 千恵子
Chieko Sato

「学費にあてるはずの給料を払わないなんて...」とため息をついたアルバイト学生。「母国に残している家族に会いに行くための給料だったのに...」と訴えた外国人労働者。賃金不払被害にあった労働者の怒りや悲しみに、私の心は震えました。労働者数百名に対する賃金不払事件は、こうして幕を閉じました。労働者の安心や幸せを守る最後の拠り所として、私たち労働基準監督官には特別司法警察員としての職務が与えられています。関係者への聴き取り、関係書類による賃金不払事実の裏付け、そして会社代表者の取調べ。一つの事件を検察庁に送検するまでには、多くの困難が伴いますが、だからこそやりがいのある仕事です。労働基準監督官だからこその仕事だと思っています。

安 全衛生業務

労働安全衛生法等に基づき、事業場における安全衛生管理体制の確立、労働者の危険又は健康障害を防止するための措置等を講じるよう指導、情報提供等を行います。また、ボイラー、クレーン等の危険な機械については、製造許可や検査を課したり、労働者に重度の健康障害を生ずる化学物質等について製造を禁止するなど有害物の規制も行っています。

安全衛生業務に、
あなたの情熱を注いでみませんか。

私が勤務する監督署の管内には大規模な化学工場が多く、数年前には化学工場において労働者十数名が被災する大規模な爆発事故が発生しています。このため、署としては特に爆発・火災防止対策に力を入れており、毎年定期的に複数の労働基準監督官で事業場に立ち入り、化学設備、安全衛生管理体制等を確認し、爆発・火災事故を未然に防ぐ指導を行っています。また、建設工事現場や足場の設置などの計画に対して審査を実施し、必要があれば実地による調査や工場などに設置されているクレーンやボイラーなどの危険な機械が安全に使用できるものかどうかを検査する業務にも携わります。

労働災害の未然防止に欠かすことのできない重要な仕事である安全衛生業務に、あなたの情熱を注いでみませんか。



平成9年任官
新潟労働局 労働基準監督署
安全衛生課長
宮島 宏幸
Hiroyuki Miyajima

労 災補償業務

労働者災害補償保険法に基づき、労働者の、業務上の事由又は通勤による負傷、疾病、傷害、死亡等に対して、請求された個々の事案ごとに被災者や事業場関係者等からの聴き取り、事実関係を把握するための関係資料の収集及び実地調査を行うとともに、必要に応じて、主治医や専門家から医学的な意見を求めた上で、審査を行い、保険給付を行っています。

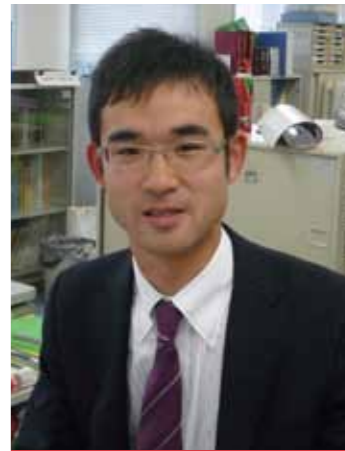
労働者にとって大切な
セーフティーネットです。



平成11年任官
広島労働局 労働基準監督署
橋口 佑一
Yuuichi Hashiguchi

労災補償業務では、労働災害により負傷された被災者の声を直接聞くことも多く、また、不幸にして死亡された場合には御遺族の悲しみに触れることも少なくありません。労災保険給付の請求が行われた時には、労働災害にあわれた被災者の気持ちを思い、綿密な調査を行って、できるだけ早く保険給付ができるよう日々取り組んでいます。労災補償制度は、労働者にとって大切なセーフティーネットです。労働基準監督官は、この制度を適正に運営する一員として社会に貢献することができます。

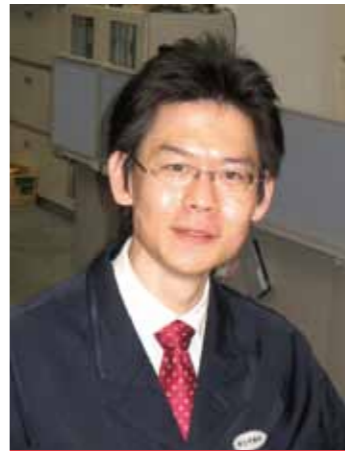
平成21年度任官の 監督官からのメッセージ



兵庫労働局
神戸東労働基準監督署
西元寺 剛史
Takeshi Saigenji

私は「正しいことは正しい、間違っていることは間違っている」と言える仕事をした」と労働基準監督官になりました。当初は緊張の連続でしたが、先輩と一緒に労働者からの相談を受けたり、臨検監督や災害調査に同行し経験を重ねた今では、労働者や事業主に対して自信を持って法令などの説明が出来るようになってきました。

臨検監督の際には、実際に企業や工場を訪問し、数多くの事業主や労働者の方々とお話しをする機会も多く、労働基準監督官という仕事にはこの多くの出会いを通して人間として大きく成長できるチャンスがあります。是非皆さんも労働基準監督官になって、人の働きがいを支えるこの仕事の充実感を味わってください。



埼玉労働局
川口労働基準監督署
野田 勇太
Yuuta Noda

労働基準監督官に任官しては1年が経とうとしています。私は監督署の窓口や電話で労働相談を受けることが多いのですが、賃金不払等の被害にあっている労働者の方々の中には、明日の生活が脅かされている方もいるということが伝わってくる、切実な内容のものもあります。どうにか力になりたいと思いい、相談に適切に応じられるよう、日々努力し知識を蓄えています。

私は大学時代の専門が教育学で、法律はやや不得意でしたが、充実した研修と上司の方からの適切な指導によって、労働基準監督官として処理できる仕事が増えてきました。これを御覧の皆様も、法律の得意不得意はともかく、熱意があれば、労働基準監督官を是非志望してください。



大阪労働局
北大阪労働基準監督署
松前 葵
Aoi Matsumae

学生時代のアルバイト先の店長が、いわゆる「名ばかり管理職」で、賃金不払残業、長時間労働をしていたことが、私が労働基準監督官を志望したきっかけです。現在は、実地訓練として労働条件に関する様々な相談への対応や、臨検監督、司法警察事務、災害調査の補助等の業務に従事し労働基準監督官としてのスキルを磨いています。

労働基準監督官の第一線機関である労働基準監督署の業務に一通り携わってみて、改めて業務の幅広さを実感しています。法令についての知識だけでなく、説得力、相手の立場に立って考える人間性が求められる難しい仕事です。しかし、社会全体を支える人達を支える、やりがいのある仕事だと思います。

厚生労働省本省での勤務

労働基準監督官は、都道府県労働局又は労働基準監督署において、様々な監督活動を行っていますが、厚生労働省本省にも配属され、労働基準行政の施策の企画・立案、労働関係法令の改正などの様々な業務に携わっています。



平成15年任官
労働基準局監督課監督係
米村 慎二
Shinji Yonemura

私は第一線機関である労働基準監督署での勤務を経て、現在は、厚生労働本省で勤務しています。本省では、社会情勢に応じた様々な課題に対する労働基準監督官の対応方針の決定など、全国の監督指導業務の運営に係る企画・立案業務に携わっており、大きな責任とやりがいを感じながら毎日を有意義に過ごしています。

労働基準監督官の仕事は、労働者の労働条件や安全衛生の確保など、労働者にとって生活に直結する種々の問題を取り扱うもので、その一つ一つの積み重ねが労働者の安心や安全に繋がります。

労働者の安心、安全のため、この仕事はきつと大きな充実感をもたらすはずですよ。



平成17年任官
大臣官房総務課総務係
伊藤 陽子
Youko Itou

私は、現在大臣官房総務課で勤務しています。大臣官房とは、厚生労働省全体のいわば「まとめ役」であり、厚生労働行政を統括し、省全体の総合調整を行う部署になります。私はその中で厚生労働省所管の公益法人のとりまとめ業務などを行っています。現場とはまったく異なる業務にとまどうことも多いですが、省全体で連携をしながら一つのデータや資料を作り上げることややりがいを感ずっています。また、他省庁とも連絡を取り合うことも多く、様々な方とコミュニケーションをとることができると日々楽しく思っています。

パンフレットを手にとられた皆さん、労働基準監督官に任官されると、現場での監督業務に限らず様々な業務を経験することもできます。

熱意のある皆さんをお待ちしています。

主任監察監督官からのメッセージ



昭和53年任官
労働基準局監督課
主任中央労働基準監察監督官
河合 智則
Tomonori Kawai

労働基準監督官は働く人の最低限の労働条件を確保するプロフェッショナルです。

監督官は解雇や賃金不払などの申告に基づく受動的な監督指導だけではなく、より積極的な法令遵守を目指し、事業場に対し能動的に臨検監督を行います。

そんな監督官に必要な資質は、専門的な法律的・技術的知識以上に、事業主や労働者との確にコミュニケーションできる能力です。

人間関係が希薄とされる現代、人から共感される力、感じる力を持ち、人と接することを楽しむことができる、あなたに期待しています。

共感される力、感じる力を持つ
あなたに期待しています。

採用後の研修・処遇・福利厚生

採用後の研修

労働基準監督官は、採用後1年間の監督関係業務に係る基礎的研修及び実地訓練を受けます。この間に労働大学校で実施される中央研修Ⅰ（前期及び後期）を約3ヶ月にわたり受講していただくこととなります。

また、採用後3年目には、安全衛生業務・労災補償業務に係る実地訓練を受けます。これに先立ち、採用後2年目に労働大学校で実施される中央研修Ⅱを約3週間にわたり受講していただくこととなります。

中央研修Ⅰの主たるカリキュラム

一般法学	刑法、刑事訴訟法など
労働関係法令	労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法、じん肺法、労働契約法など
監督関係	労働基準行政と監督制度、監督指導実務、未払賃金立替実務など
安全衛生関係	産業安全に関する基礎知識、労働衛生に関する基礎知識、災害調査実務など
司法警察関係	司法警察実務に関する基礎知識、実況見分実務、被疑者・参考人の取調実務など

中央研修Ⅱの主たるカリキュラム

1. 安全衛生業務 安全衛生行政運営、計画届の審査演習など
2. 労災補償業務 労働者災害補償保険制度とその運用、業務災害・通勤災害の認定の基本など

採用後の処遇

- 労働基準監督官は、都道府県労働局長、労働基準監督署長など労働基準行政機関の幹部に昇進する途が開かれています。
- 採用後は、全国の都道府県労働局、労働基準監督署に配属され、その後、厚生労働本省を含め、随時異動することとなります。
- 初任給は、大学卒業後、直ちに採用された場合については、行政職俸給表（一）1級の26号俸（173,900円）に格付けされますが、大学卒業後で採用前に職歴等がある場合には、一定の計算に基づきその期間を経験年数として換算し、それに応じてさらに上位の号俸に格付けされます。東京、名古屋、大阪などの主要都市に勤務する場合には、扶養手当を含む俸給月額最高で17%（東京都区内勤務者）【平成22年1月1日時点】の地域手当が支給されることとなります。このほか、超過勤務手当、通勤手当、扶養手当、特殊勤務手当、期末・勤勉手当などが支給されます。

福利厚生

- 各地に国家公務員宿舎があります。
- 国家公務員の各種の福利厚生施設及び制度を利用できます。

労働基準監督官採用試験要綱

【受験資格】	1. 昭和56年4月2日～平成元年4月1日生まれの者 2. 平成元年4月2日以降生まれの者で次に掲げるもの (1) 大学を卒業した者及び平成23年3月までに大学を卒業する見込みの者 (2) 人事院が(1)に掲げる者と同等の資格があると認める者
【試験の程度】	大学卒業程度
【受付期間】	平成22年4月1日(木)～4月14日(水)
【採用予定者数】※	●労働基準監督A(法文系)約100名 ●労働基準監督B(理工系)約20名
【第1次試験日】	平成22年6月13日(日)
【第2次試験日】	平成22年7月21日(水)・7月22日(木)の指定された1日
【第1次試験合格者発表日】	平成22年7月6日(火)
【最終合格者発表日】	平成22年8月20日(金)
【受験案内書等交付機関】	人事院地方事務局(所)、都道府県労働局、各労働基準監督署

※採用予定者数は、平成21年末現在のものであり、変動する場合がありますので、人事院ホームページをご覧ください。

●人事院ホームページ(国家公務員試験採用情報ナビ) <http://www.jinji.go.jp/saiyo/saiyo.htm>

第1次試験地	申込先	所在地	TEL
札幌市	北海道労働局	〒060-8566 札幌市北区北八条西2-1-1	011-709-2311
仙台市	宮城労働局	〒983-8585 仙台市宮城野区鉄砲町1	022-299-8833
秋田市	秋田労働局	〒010-0951 秋田市山王7-1-3	018-862-6681
東京都	東京労働局	〒102-8305 千代田区九段南1-2-1 九段第3合同庁舎	03-3512-1600
新潟市	新潟労働局	〒951-8588 新潟市中央区川岸町1-56	025-234-5920
名古屋市	愛知労働局	〒460-8507 名古屋市中区三の丸2-5-1	052-972-0264
金沢市	石川労働局	〒920-0024 金沢市西念3-4-1	076-265-4420
大阪市	大阪労働局	〒540-8527 大阪市中央区大手前4-1-67	06-6949-6482
松江市	島根労働局	〒690-0841 松江市向島町134-10	0852-20-7005
広島市	広島労働局	〒730-8538 広島市中区上八丁堀6-30	082-221-9241
高松市	香川労働局	〒760-0019 高松市サンポート3-33	087-811-8915
松山市	愛媛労働局	〒790-8538 松山市若草町4-3	089-935-5200
福岡市	福岡労働局	〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-11-1	092-411-4861
熊本市	熊本労働局	〒860-0805 熊本市桜町1-20	096-211-1701
鹿児島市	鹿児島労働局	〒892-0816 鹿児島市山下町13-21	099-223-8275
那覇市	沖縄労働局	〒900-0006 那覇市おもろまち2-1-1	098-868-4003

●厚生労働省ホームページ(労働基準監督官採用試験情報)で、労働基準監督官の業務紹介や先輩からのメッセージなどの情報を掲載しています。 <http://www.mhlw.go.jp/general/saiyo/kantokukan.html>